平成２２年（フ）第４０５８号
大阪府寝屋川市池田西町４番17―304号
債務者　梅田　祐次
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０８０号
大阪市東淀川区豊新５丁目12番36号古川ハイツ401号
債務者　山郷　　晶（旧姓高櫻）
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１７４号
大阪府吹田市広芝町４番18―807号、前住所大阪市中央区谷町５丁目１番４―801号
債務者　中村　至一
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２１６号
大阪府摂津市千里丘４丁目14番29―105号
債務者　谷上　　豊
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２４７号
大阪市城東区関目６丁目４番11号106
債務者　松尾　笑子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３４６号
大阪府枚方市渚南町43番１―201号
債務者　森田　　修
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５８０号
大阪府東大阪市中新開２丁目13番35号モアライフ706号
債務者　西上たま代
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６２９号
大阪市西淀川区柏里３丁目15番４―601号
債務者　福地　千代（旧姓宇野）
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７７２号
大阪市住之江区御崎４丁目５番11―302号
債務者　髙松　美喜（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７８６号
大阪市鶴見区浜２丁目２番16―305号
債務者　安田　光雄
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８３６号
大阪府高槻市安満磐手町５番３号
債務者　林　　敬子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８５３号
大阪府高槻市津之江町１丁目46番28号、旧住所大阪府茨木市美沢町６番デュアル南茨木1101号
債務者　石寺　尚子（旧姓曽根）
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９２６号
大阪府東大阪市上四条町３番30号ジュンエクセレント201号
債務者　小山絵里香
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９５１号
大阪市此花区高見１丁目８番17―703号
債務者　井野　智哉（旧姓城地）
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９６９号
大阪市東淀川区東中島３丁目11番５―403号
債務者　上川　朋厚
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５００４号
大阪市中央区島之内２丁目８番７―501号
債務者　迫田真由美
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５００６号
大阪府守口市佐太中町３丁目１番26―301号
債務者　青山　英子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部